

平成23年12月吉日

社団法人 日本獣医師会 様

日本政策金融公庫 国民生活事業

(旧 国民生活金融公庫)

融資制度の周知に関するご協力のお願い

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素から当公庫の業務につきまして、格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼を申し上げます。

さて、当公庫は、平成23年第3次補正予算の成立を受け、「設備資金貸付利率特例制度」を創設し、12月12日から取扱いを開始しました。

本制度は、「設備資金をご利用時の当初2年間(＊)について利率を0.5%引き下げる」もので、設備投資をされる方にとっては大変メリットの大きいものとなっております。

(＊)特定被災区域で雇用の維持などを図る場合は、全期間0.5%引き下げとなります。

つきましては、会員の皆さまへの本制度の周知について、ぜひともお力添えを賜ればと存じます。

なお、本制度についてご不明な点がございましたら、以下のお問い合わせ先までご連絡ください(同封いたしましたチラシを電子メールでお送りすることもできますので、電子媒体が必要な際にはお気軽にお問い合わせください)。

敬 具

《本依頼内容等に関するお問い合わせ先》

東京都千代田区大手町1-9-3

日本政策金融公庫 国民生活事業本部 創業支援部

TEL 03-3270-1478

担当:石原

(Email:ishihara-f@jfc.go.jp)

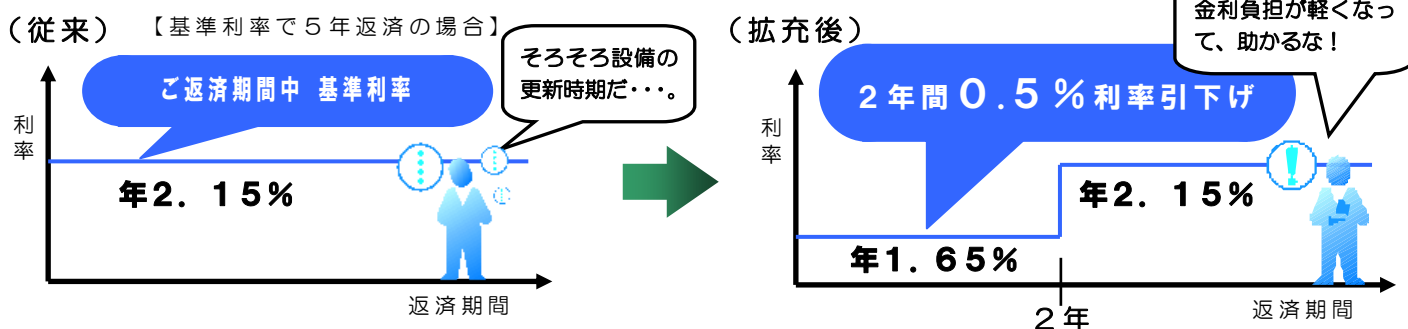
設備資金にかかる利率引下げのご案内

23年度第3次補正予算の成立により、設備資金は利率引下げ

- ◆ 設備資金をご利用される場合は、ご融資日から2年間、年0.5%利率引下げ
- ◆ 特定被災区域内で従業員の雇用を維持される場合などは、ご返済期間全て年0.5%利率引下げ

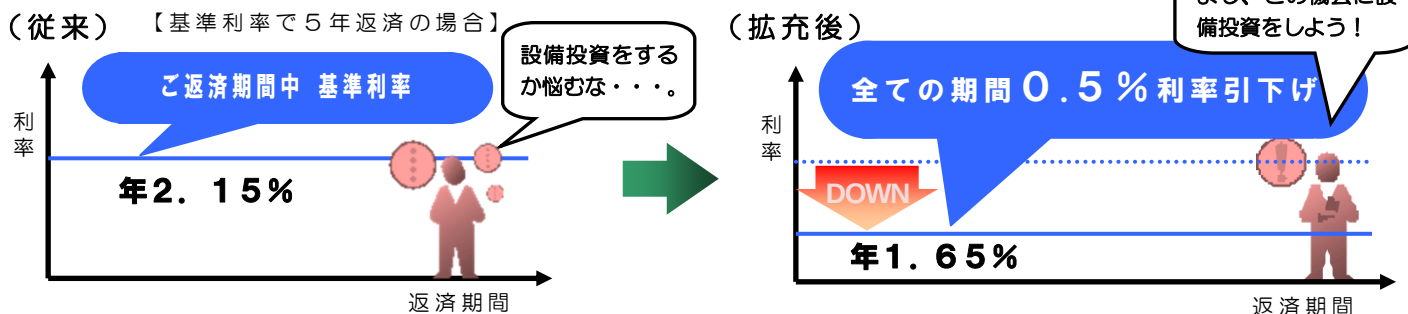
設備資金を利用する場合

【当初2年間】設備資金の利率引下げ！！



特定被災区域内で従業員の雇用を維持または拡大し、設備資金を利用する場合

【全ての期間】設備資金の利率引下げ！！



《特定被災区域》

岩手、宮城、福島は全域。青森、茨城、栃木、埼玉、千葉、新潟、長野の7県は一部

※特定被災区域は東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年5月2日法律第40号）第2条第3項に定める特定被災区域をいいます。

IT設備の導入、雇用創出、環境対策などの設備投資を行う場合は、
お使いみち等により特別利率がご利用いただけます。

【従来】

【拡充後】

- 特別利率Cの場合 年1.25%～ ⇒ 年0.75%～
- 特別利率Bの場合 年1.50%～ ⇒ 年1.00%～

※適用対象には条件がありますので詳しくは最寄りの支店にお尋ねください。

※利率は平成23年12月9日現在のものです。

※審査の結果、お客さまのご希望に沿えないことがあります。

事業資金相談ダイヤル



(行こうよ！公庫)

0120-154-505



日本政策金融公庫
国民生活事業

<http://www.jfc.go.jp/k/>

平成 23 年 12 月 12 日
株式会社日本政策金融公庫
国民生活事業本部 創業支援部

平成 23 年度第 3 次補正予算成立に伴う融資制度の拡充について
～ 東日本大震災や円高等により影響を受けた中小企業の皆さまへの支援を強化 ～

株式会社日本政策金融公庫（略称「日本公庫」）は、第3次補正予算成立に伴い、中小・小規模企業の皆さまへの支援を強化するため、融資制度を以下のとおり拡充します。

中小・小規模企業向け融資制度の拡充内容（12 月 12 日取扱開始）

1 東日本大震災復興特別貸付の拡充（国民生活事業）

風評被害など震災の影響により業況が悪化している方への融資限度額を別枠化
(4,800 万円（生活衛生貸付は 5,700 万円）)

2 設備資金貸付利率特例制度の創設（国民生活事業）

被災地域の復興に資する設備資金（注1）を資金使途とする融資については、融資後 2 年間、適用利率から 0.5%引き下げ。

なお、**特定被災区域（注2）**において設備投資を実施し、雇用の維持又は雇用の拡大を図る場合は、**全融資期間、適用利率から 0.5%引き下げ**

（注1）被災地域の復興の前提となる国内の経済産業の活性化に資する設備投資であれば、被災地域以外の設備投資でも、本制度の対象となります。なお、一部対象とならない融資制度があります。

（注2）東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成 23 年 5 月 2 日法律第 40 号）第 2 条第 3 項に定める特定被災区域（岩手、宮城、福島）の 3 県は全域。青森、茨城、栃木、埼玉、千葉、新潟、長野の 7 県は一部）

3 海外展開資金の拡充（国民生活事業）

（1）**小規模企業向け海外展開資金を創設**

（2）東日本大震災等の影響を受け、経済の構造的変化に適応するために海外展開をすることが経営上必要な方で一定の要件を満たす方には、**融資後 3 年間、適用利率から 0.5%引き下げ**

4 経営環境変化資金（セーフティネット貸付）の拡充（国民生活事業）

円高など社会的・経済的な環境の変化により、売上が減少する等、業況が悪化している方について、**基準利率から最大 0.5%引き下げ**

5 新規開業資金、女性、若者/シニア起業家資金等の拡充（国民生活事業）

（1）「東日本大震災の影響により離職し、新たに創業する方」について、1,000 万円を限度として融資後 **3 年間は基準利率から 1.4%引き下げ（3 年経過後は基準利率から 0.5%引き下げ）**

（2）「特定被災区域（注）において創業する方」について、1,000 万円を限度として**基準利率から 0.5%引き下げ**

（注）東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成 23 年 5 月 2 日法律第 40 号）第 2 条第 3 項に定める特定被災区域（岩手、宮城、福島）の 3 県は全域。青森、茨城、栃木、埼玉、千葉、新潟、長野の 7 県は一部）

6 新創業融資制度の拡充（国民生活事業）

（1）融資限度額を拡充（1,000 万円→1,500 万円）

（2）融資期間を拡充（設備 7 年以内、運転 5 年以内→設備 10 年以内、運転 7 年以内）

＜お問い合わせ先＞ 株式会社日本政策金融公庫 国民生活事業本部 創業支援部（担当：石原）
TEL 03-3270-1478

中小・小規模企業の皆さま向けの融資制度（拡充・創設）の概要（国民生活事業）

○東日本大震災復興特別貸付の概要（国民生活事業）【拡充】

利用対象者	融資限度額	融資期間（据置期間）	利 率
○直接被害を受けた方 ○原発事故に係る警戒区域、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域内に事業所を有する方	6,000 万円 (各融資制度の限度額に上乘せ)	設備資金 20 年以内 (5 年以内) 運転資金 15 年以内 (5 年以内)	①被害証明書等の発行を受けた方（注 1） ○基準利率より 0.5%引き下げ ○融資後 3 年間について 3,000 万円を上限に基準利率より 1.4%引き下げ ②上記以外の方 ○基準利率
○間接被害を受けた方 （上記対象者の方と一定以上の取引がある方）		設備資金 15 年以内 (3 年以内) 運転資金 15 年以内 (3 年以内)	①被害証明書等の発行を受けた方 ○基準利率より最大 0.5%引き下げ（注 2） ○融資後 3 年間について 3,000 万円を上限に基準利率より最大 1.4%引き下げ ②上記以外の方 ○基準利率
○その他震災の影響により、売上等が減少している方など（風評被害による影響を含む）	4,800 万円（別枠） (注 3)	設備資金 15 年以内 (3 年以内) 運転資金 8 年以内 (3 年以内)	①特に業況が悪化している方など、一定の要件に該当する方 ○基準利率より最大 0.5%引き下げ（注 2） ②上記以外の方 ○基準利率

（注 1）事業所等が全壊又は流出した方など特に甚大な被害を受けた方については、融資後 3 年間、一定の限度額内において、国の利子補給制度（ゼロ金利制度）の適用が可能です。

（注 2）売上高等の減少を要件に 0.3%引下げ、雇用の維持・拡大を要件に 0.2%引下げ

（注 3）生活衛生貸付（運転資金のみ）は 5,700 万円

○海外展開資金の概要（国民生活事業）【拡充】

融資対象者	経済の構造的変化に適応するために海外展開をすることが経営上必要であり、次のすべてに当てはまる方 (1) 開始又は拡大しようとする海外展開事業が、当該中小企業の本邦内における事業の延長と認められる程度の規模を有するものであること。 (2) 本邦内において、事業活動拠点（本社）が存続すること。 (3) 経営革新の一環として、海外市場での取引を進めようとするものであり、次の①～④のいずれかであること。 ①取引先の海外進出に伴い、海外展開をすること ②原材料の供給事情により、海外進出をすること ③労働力不足により、海外進出をすること ④国内市場の縮小により、海外市場の開拓・確保に依らないと成長が見込めないため海外展開をすること
資金使途	当該事業を行うために必要な設備資金および長期運転資金（海外企業に対する転貸資金を含む） （※）海外での災害による被害を受けた復旧資金も対象となる。
融資限度額	<u>7,200万円（運転資金は4,800万円）</u>
融資期間 （据置期間）	設備資金 15年以内（3年以内） 運転資金 7年以内（2年以内）
利 率	基準利率 <u>ただし、東日本大震災等の影響を受けた方は、適用金利（注）－0.5%（貸付後3年間）</u>

○経営環境変化資金の概要（セーフティネット貸付）（国民生活事業）【拡充】

融資対象者	社会的、経済的環境の変化により、一時的に売上や利益が減少する等、業況が悪化している方
資金使途	設備資金 運転資金
融資限度額	4,800万円（注）
融資期間（据置期間）	設備資金：15年以内（3年以内） 運転資金：8年以内（3年以内）
利 率	基準利率 <u>ただし、運転資金のうち次に掲げる要件に該当する場合は、それぞれに定める利率が適用されます。</u> <u>①雇用の維持または雇用の拡大を図る場合は、「基準利率－0.2%」</u> <u>②売上、利益率等が減少するなど業績が特に悪化している場合は、「基準利率－0.3%」</u> <u>③前①及び②のいずれの要件にも該当する場合は、「基準利率－0.5%」</u> <u>※中小企業事業における基準利率の上限は3%（運転資金のみ）</u>

（注）生活衛生セーフティネット貸付（運転資金のみ）の融資限度額は5,700万円です

○新規開業資金、女性、若者/シニア起業家資金等の拡充の概要（国民生活事業）【拡充】

対象となる 融資制度	・新規開業資金 ・女性、若者／シニア起業家資金 ・食品貸付 ・生活衛生貸付				
	適用対象	<table><tr><td><u>創業する被災者の方</u> <u>＜融資対象者①＞</u></td><td><u>被災地で創業する方</u> <u>＜融資対象者②＞</u></td></tr><tr><td><u>次のいずれかに該当する方</u> <u>ア 東日本大震災の影響による勤務先の倒産、解雇等により離職し、創業する方（勤務先が被災地（注１）に所在する場合に限る。）</u> <u>イ 前アにより創業後おおむね５年以内の方</u></td><td><u>次のいずれかに該当する方</u> <u>ア 被災地（注１）において創業する方</u> <u>イ 前アにより創業後おおむね５年以内の方（注２）</u></td></tr></table>	<u>創業する被災者の方</u> <u>＜融資対象者①＞</u>	<u>被災地で創業する方</u> <u>＜融資対象者②＞</u>	<u>次のいずれかに該当する方</u> <u>ア 東日本大震災の影響による勤務先の倒産、解雇等により離職し、創業する方（勤務先が被災地（注１）に所在する場合に限る。）</u> <u>イ 前アにより創業後おおむね５年以内の方</u>
<u>創業する被災者の方</u> <u>＜融資対象者①＞</u>	<u>被災地で創業する方</u> <u>＜融資対象者②＞</u>				
<u>次のいずれかに該当する方</u> <u>ア 東日本大震災の影響による勤務先の倒産、解雇等により離職し、創業する方（勤務先が被災地（注１）に所在する場合に限る。）</u> <u>イ 前アにより創業後おおむね５年以内の方</u>	<u>次のいずれかに該当する方</u> <u>ア 被災地（注１）において創業する方</u> <u>イ 前アにより創業後おおむね５年以内の方（注２）</u>				
資金使途	創業するために必要な資金及び創業後の事業のために必要な資金				
融資限度額	<u>適用する融資制度に定める融資限度額のうち、1,000 万円</u>				
融資期間 (据置期間)	設備資金 ７年以内（６ヵ月以内） 運転資金 ５年以内（６ヵ月以内）				
利 率	<u>＜当初３年間＞基準利率－1.4%</u> <u>＜４年目以降＞基準利率－0.5%</u>	<u>基準利率－0.5%</u>			
その他	融資対象者①の方は、「雇用保険受給資格者証」の提出が必要となります。				

（注１）東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成 23 年 5 月 2 日法律第 40 号）第 2 条第 3 項に定める特定被災区域（岩手、宮城、福島の前 3 県は全域。青森、茨城、栃木、埼玉、千葉、新潟、長野の前 7 県は一部）

（注２）東日本大震災後に創業し、現在も被災地において営業している方に限ります。

○新創業融資制度の概要（国民生活事業）【拡充】

融資対象者	新たに事業を始める方又は事業開始後で税務申告を 2 期終えていない方
資金使途	創業するために必要な資金及び創業後の事業のために必要な資金
融資限度額	<u>1,500 万円</u>
融資期間 （据置期間）	設備資金 <u>10 年以内</u> （６ヵ月以内） 運転資金 <u>7 年以内</u> （６ヵ月以内）
利 率	融資制度によって、適用利率が異なります。 ※法人の代表者の方等が保証人になる場合は、利率が 0.1%低減されます。
担保・保証人	無担保・無保証人
その他	事業開始前又は事業開始後で税務申告を終えていない方は、創業時において創業資金総額の 3 分の 1 以上の自己資金を確認できる必要があります。